

- ① 警戒区域からの避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、平成23年11月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との因果関係が認められた事例。
- ② 平成23年3月から死亡した同年11月までの間、被相続人（要介護者）及びその介護者の日常生活阻害慰謝料が増額された事例。

(全部) 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	金額	期間
1 財物損害 (家財)	445万0000円	
2 避難後に購入した日用品費	44万2575円	自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日
3 避難・移動費用	9万4700円	
4 避難先への謝礼	11万0000円	
5 営業損害	1万1997円	
6 医療費	9万4660円	
7 一時立入費用	3万5480円	
8 精神的損害 (申立人の日常生活阻害慰謝料)	187万2000円	
9 精神的損害 (Aの日常生活阻害慰謝料の申立人相続分)	147万2000円	
10 Aの死亡にかかる損害 (Aの死亡慰謝料及び逸失利益の申立人相続分並びに葬儀費用)	280万0000円	
11 弁護士費用	34万1502円	
合計	1172万4914円	

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金1172万4914円の支払義務があること

を認める。

第3 既払いの未清算仮払補償金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する未清算の仮払補償金30万円を支払い済みであることを確認する。

この未清算の仮払補償金30万円について、第2項記載の和解金1172万4914円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目2、3、4、5、6、7及び11(いずれも同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月1日

(仲介委員 細川大輔)